

マイナ保険証利用登録促進事業に係る事業主との共同利用について

当健保組合は、マイナ保険証の利用促進及び円滑な医療資格確認体制の構築を目的とし、事業主と協働して登録勧奨等を行うため、個人情報の保護に関する法律第 27 条第 5 項第 3 号の規定により、下記の事項を公表のうえ、被保険者および被扶養者のマイナ保険証利用登録状況等のデータを事業主と共同して利用します。

1. 共同して利用する者の利用目的について

マイナ保険証の利用および取得を促進するため、当健保組合が取得した登録状況データ等を基に、事業主と協働して未登録者への「登録勧奨(紐付勧奨)」および電子証明書の有効期限が切れている加入者への「再交付勧奨」を実施するため。

2. 共同利用する個人データの項目について

当健保組合が医療保険者等向け中間サーバーから取得した以下の情報

- ◆被保険者および被扶養者の記号、番号、枝番号、氏名、カナ、生年月日、性別、所属事業所情報
- ◆マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況(登録の有無、初回登録状況等)
- ◆マイナンバーカードの電子証明書(有効期限切れ等の状態)の有無

3. 共同して利用する者の範囲について

- (1) 当健保組合: 保健事業・適用給付等の事務担当職員、常務理事、事務長
- (2) 被保険者が加入する事業所: 事業主、人事・総務・健康管理等健康保険関連事務を担当する部門の責任者および担当者

4. 共同利用する個人データの取得方法について

当健保組合が医療保険者等向け中間サーバー等から取得した各種登録状況データ等のシステム連携、または書面・電子データによる取得。

5. 個人データの管理について責任を有する者について

- (1) 当健保組合: 個人情報取扱責任者 常務理事(住所・理事長名は当健保組合基本情報に準ずる)
- (2) 被保険者が加入する事業所: 当該事業所の個人データ管理責任者

6. 個人情報の利用停止の手続きについて

本事業における共同利用(事業所へのマイナ保険証登録状況等の提供)を希望されない場合は、当健保組合の個人情報に関する相談窓口、またはご所属の事業所(人事担当窓口)までお申し出ください。お申し出があった場合は、本事業のデータ共有対象から除外いたします。